

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和 6年 6月27日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 広島県広島市南区西荒神町1-8 氏 名 株式会社浅沼組 広島支店 執行役員支店長 荒谷 拓司 電話番号 082-568-8311</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
---	--

事業場の名称	株式会社浅沼組 広島支店
事業場の所在地	広島県広島市南区西荒神町1-8
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06 総合工事業
② 事業の規模	令和5年度広島支店管轄完成工事 6,860百万
③ 従業員数	59名(広島支店管内 令和5年度末時点)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	作業所施工による産業廃棄物の発生 ⇒ 運搬及び処分の委託 1) がれき：処理委託し再生砕石等。再生できないくず類については安定型処分場に廃棄 2) 廃プラスチック類：中間処理委託し、選別・圧縮等の工程を経て原燃料等として再生。再生不可のものは安定型処分場に廃棄 3) 紙くず：中間処理委託し、製紙原料・セメント原燃料等として再生 4) 木くず：中間処理委託し、破碎後発電燃料・堆肥・マルチング材等として再生 5) 金属くず：有償売却。不可のものは中間処理委託し、原料として再生 6) 石膏ボード：中間処理委託し、ボード等原料として再生。再生不可のものは管理型処分場に廃棄 7) 混合廃棄物：中間処理委託し選別、上記の処理を実施。選別できないものについては安定型もしくは管理型処分場に廃棄

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		別紙の通り
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) <input type="checkbox"/> 建設廃棄物排出量抑制行動内容 資材の適量発注により余剰品、過剰在庫の抑制 資材の簡易包装、再利用可能な梱包の使用 適切な分別により、有価物処理の実施		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) <input type="checkbox"/> 建設廃棄物排出量抑制行動内容 上記事項を継続実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各作業所において、コンクリート塊・アスコン塊・木くずの特定建設資材を基本に、その他がれき・陶磁器コンクリートくず・紙くず・段ボール・廃プラスチック類・金属くず・石膏ボードなどに分別を実施。 廃棄物排出量総量に占める混合廃棄物の割合を4kg/m <sup>3</sup> 以下(新築工事)として目標設定
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記事項を継続実施

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】      別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 各作業所毎に産業廃棄物の適切処理・委託を徹底 ・中間処理施設の確認、処分場の現状確認の実施 ・各許可関係、中間処理後の処理ルートの確認 ・マニフェストなどを通し、各委託業者の管理・監視の徹底	

② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 昨年度実施事項を継続実施		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	株式会社淺沼組 広島支店	所在地(市町名)	広島市	事業の種類	総合工事業
------------	--------------	----------	-----	-------	-------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
産	燃え殻																					
	汚泥																					
	廃油																					
	廃酸																					
	廃アルカリ																					
業	廃プラスチック類	60	50									60	50	25	20	60	45					
	紙くず	11	10									11	10	11	10	11	10					
	木くず	287	100									287	100	20	20	287	100					
	繊維くず																					
廃	動植物性残さ																					
	動物系固形不燃物																					
	ゴムくず																					
業	金属くず		10										10				10					
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	60	50									60	50	0		60						
	鋸さい	162	100									162	100									
	がれき類	2,397	1,500									2,397	1,500	374	300	2,324	1,350					
物	動物のふん尿																					
	動物の死体																					
	ばいじん																					
	13号廃棄物																					
	計 (A)	2,977	1,820	0	0	0	0	0	0	0	0	2,977	1,820	430	350	2,742	1,515	0	0	0	0	0